

# 浦野家通信 12月

〒550-0012  
大阪市西区立売堀1-9-10  
HOWAビル701号  
TEL 06-6536-7560  
浦野会計事務所  
第75号  
発行人：所員一同

料金別納  
郵便

12月29日（木）～1月4日（水）は年末年始休暇をいただきます。  
年明けは5日（木）より営業しております。

日	月	火	水	木	金	土
2022						
25	26	27	28	29	30	31
休み	通常営業	通常営業	通常営業	休み	休み	休み
2023						
1	2	3	4	5	6	7
休み	休み	休み	休み	通常営業	通常営業	休み

ご不便おかけいたしますがよろしくお願いいたします。

## 12月の税務

12月12日（月）

- ・ 11月分源泉所得税住民税の  
特別徴収税額の納付

1月4日（水）

- ・ 10月決算法人の確定申告と納税
- ・ 4月決算法人の中間申告と納税
- ・ 11月分社会保険料
- ・ 1月、4月、7月決算法人の消費税  
3か月ごとの中間申告

カレンダーもいよいよ最後の一枚を  
残すのみとなりましたがいかがお過ごしで  
しょうか。寒さ厳しくなります折  
くれぐれもお体にはご留意ください。

年末調整資料のご準備は  
いかがでしょうか？  
12月10日ごろまでに  
いただければうれしいです！  
よろしくお願いいたします。

## 従業員に金銭を貸し付けた場合についての 利率の設定について

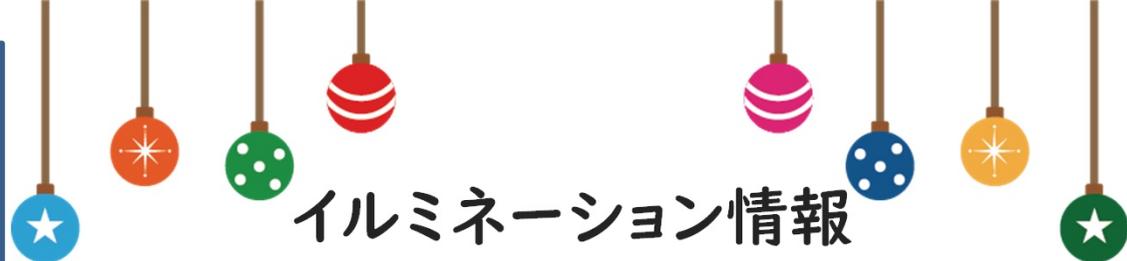
会社から従業員に金銭の貸し付けを行った場合にも利息を収受する必要があります。ではこの場合の利息の計算の基礎となる利率はどう計算するのでしょうか？この利率については所得税法上以下のように決められています。

- ①その金銭が使用者において金融機関など他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により計算する。
- ②その他の場合には、貸し付けを行った日の属する年の「利子税特例基準割合」による利率により計算する事とされています。

利子税特例基準割合とは、平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます）に、年0.5%を加算した割合と定められています。

昨年（令和3年）11月に財務省が告示した平均貸付割合は年0.4%であったため、令和4年に役員や従業員に金銭の貸し付けを行った場合の利子税特例基準割合は、上記の平均貸付割合（年0.4%）に0.5%を加算した、年0.9%となります。

このように利率については各年で変更がありますので毎年見直す必要も出てきますのでご相談ください。



## イルミネーション情報

～OSAKA光のルネサンス2022～

今年で20周年を迎え、中之島に広がる水辺の風景を活かした光の-artをコンセプトにしている。3年ぶりとなる大阪市中央公会堂壁面プロジェクションマッピングが実施されます。他にも、大阪市役所正面フォトモニュメントやリバーサイドイルミネーション・光のマルシェ～光と食のマーケット～など様々なコンテンツが開催されます。クリスマスまでの12日間の開催と限られていますので、ご注意くださいませ。

開催期間: **12月14日～12月25日**

～大阪城イルミナージュ～

大阪城の西の丸庭園にて2年ぶりに大阪城イルミナージュが復活し、今年で5回目の開催となります。今年のテーマは、「OSAKA LOVER 大阪イルミネーションヒストリー」です。ライトアップされた大阪城天守閣を背景に、江戸時代から近代までの歴史を約350万球のイルミネーションで表現されます。特別展には、ウルトラマンとゴモラが大阪城で戦った名シーンを再現したイルミネーションも登場。

開催期間: **11月22日～2月26日**

